３　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 旭川市　帯広市<br>北見市 | 札幌市　釧路市<br>網走市 | 函館市 | 青森市　盛岡市<br>秋田市<br>山形市　長野市<br>松本市 | |
| 三四、二九六円 | 三〇、三二九円 | 二九、二七九円 | 二三、〇九七円 | |

［４・５　略］

**第七条の三**　［略］

２　前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、許可事業者が、令和六年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 小田原市　京都市 | 仙台市 | 新潟市　金沢市 | 上記以外の市町村 | |
| 五二二、三八〇円 | 五〇三、九五四円 | 四九〇、一三五円 | 四七六、三一五円 | |

３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

３　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 旭川市　帯広市<br>北見市 | 札幌市　釧路市<br>網走市 | 函館市 | 青森市　盛岡市<br>秋田市<br>山形市　長野市<br>松本市 | |
| 三〇、七七三円 | 二七、二五〇円 | 二六、二九三円 | 二〇、七六四円 | |

［４・５　同上］

**第七条の三**　［同上］

２　前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、許可事業者が、令和六年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 小田原市　京都市 | 仙台市 | 新潟市　金沢市 | 上記以外の市町村 | |
| 四八一、八八五円 | 四六四、九三二円 | 四五二、二一七円 | 四三九、五〇二円 | |

３　［同上］

**附　則**

１　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和六年四月一日から適用する。

２　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。

**○厚生労働省・国土交通省令第二号**

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （届出）<br>**第四条**　（略）<br>２　（略）<br>３　法第三条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略） | （届出）<br>**第四条**　（略）<br>２　（略）<br>３　法第三条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略） |

| | |
|---|---|
| 三　届出者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）<br>四～十三　（略）<br>４～７　（略） | 三　届出者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）<br>四～十三　（略）<br>４～７　（略） |

**附　則**

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

**○国土交通省令第十二号**

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌